福島特措法における固定資産税の課税免除（イノベ税制）について

福島復興再生特別措置法に基づき、新産業創出等推進事業促進区域（※１）内において、福島県知事の認定を受けた新産業創出等推進事業（※２）を実施する事業者が、新産業創出等推進事業促進計画に定められた事業の用に供する施設又は設備を令和３年４月 20 日から令和 11 年３月 31 日までの間に新増設した場合、最大５年間課税免除を受けられます。

（※１）新産業創出等推進事業促進区域
福島国際研究産業都市区域（いわき市を含む浜通り地域等 15 市町村）内の区域であり、新産業創出等事業の実施が産業集積の形成及び活性化を図る上で、特に有効であると新産業創出等推進事業促進計画で定められた区域

（※２）新産業創出等推進事業
新たな産業の創出又は国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定められた事業

課税免除の対象者・対象資産

（１）対象者
新産業創出等推進事業促進区域内において、Ａ類型またはＢ類型に該当する新産業創出等推進事業を行う個人事業者又は法人（どの類型に該当するか、詳細は最下部に記載の福島県いわき地方振興局までお問い合わせください）
Ａ類型：重点６分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）
Ｂ類型：産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業

（２）対象資産
新産業創出等推進事業の用に供する建物（新増設に限る）、対象建物の建築に着手した土地（取得日の翌日から１年以内）、償却資産（構築物、機械及び装置、器具及び備品に限る）となります。

申請期限

（提出書類のうち、①及び②については、申請期限内に提出してください。）

３月 20 日（期限厳守）
※休日の場合、翌開庁日が申請期限となります。

提出書類

（③から⑦については、**申請期限後に別途提出**の依頼をさせていただきます。）

① 固定資産税課税免除申請書（第１号様式）→該当事業年度ごとに提出
② 固定資産明細書（付表）
③ 新産業創出等推進事業実施計画の写し（別紙含む）
④ 認定書の写し
⑤ 該当事業年度の確定申告書の写し
→別表１、別表１６、減価償却資産明細書、特別償却又は税額控除を行ったことが確認できる別表（特別償却の場合は「特別償却の付表」等、税額控除の場合は「別表６」等）
※特別償却又は税額控除を利用しない場合でも、別途「理由書」を提出することで課税免除の対象となります。
⑥ 事業所の案内パンフレット等（事業内容が確認できるもの）
⑦ その他市長が必要と認める書類
※申請書等（①、②）については、いわき市ホームページ（https://www.city.iwaki.lg.jp）よりダウンロードするか、資産税課償却資産係にお問い合わせください。

【ダウンロード方法】
トップページ画面のキーワード検索にて「課税免除」と入力して検索→「固定資産税課税免除・不均一課税申請書」をクリック→ページ下段より①又は②を選択

課税免除決定までの流れ

固定資産税償却資産申告（１月 31 日まで） → 課税免除申請（３月 20 日まで）
→ その他必要書類の提出（７月頃:別途通知） → 課税免除決定（翌年２月予定）

お問い合わせ先・申請窓口

固定資産税の課税免除に関すること：いわき市財政部資産税課　償却資産係　TEL:0246-22-7434
認定の申請に関すること：福島県いわき地方振興局　企画商工部　TEL:0246-24-6007